

仕 様 書

1. 委託業務名
 - ①小松市スクールバス運行管理業務①登校下校便
 - ②小松市スクールバス運行管理業務②校外活動(単価契約)
2. 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
3. 委託業務の範囲
 - (1)運行管理車両の運転
 - (2)車両の給油、清掃、点検等
 - (3)事故処理に関する業務
 - (4)その他運行管理車両の管理及び整備に係る事項
 - (5)車両1、2運転手の自家用車駐車場の確保
4. 経費の負担

上記委託に要する経費の負担については、下記に定めるもの(受託者の責による場合を除く)を除き、受託者の負担とする。

 - (1)経年劣化や災害等に伴う車両修理費
 - (2)燃料費、充電整備にかかる電気料
 - (3)タイヤ購入費
 - (4)油脂消耗品費
 - (5)定期点検手数料及び整備費
 - (6)自動車継続検査時の手数料及び自動車継続検査整備費
5. 運行管理車両、運行時刻表、運行予定日数 等
別表のとおり
6. 車両保管場所
別表のとおり
7. 車両運行
 - (1)受託者は小松市の指示に基づき別表記載の車両の運行管理を実施するものとする。
 - (2)運行時間、運行予定日数については、概ね別表のとおりとする。
 - (3)運行計画は少なくとも1週間前に教育委員会から受託者に連絡し、打ち合わせを行うものとする。
 - (4)運行コース等の変更が生じた場合の委託料の取扱いは、教育委員会と受託者との協議の上定めることとする。
 - (5)運転者は、下記に定める用件を備える者とする。
 - ①自動車の運転経験の期間が通算して3年以上であること。
 - ②バスの運転に支障がないよう、健康状態が良好であること。
8. 管理記録
受託者は車両点検表及び運行管理報告書を作成し、小松市、運行管理責任者及び車両整備管理

者に対し報告することとする。

9. 実績報告及び委託料の請求

受託者は翌月 10 日までに 1 か月毎の運行実績報告書の提出及び委託料の請求を行うものとする。

10. 委託料の算定

- (1) 登校下校便運行については毎月の定額とし、実運行時間に対して委託料に過不足が生じた場合でも、その清算は行わないものとする。
- (2) 校外活動運行については運行業務1時間当たりの金額(待機時間を含む)を設定し、受託者からの運行実績報告書に基づき毎月実績払いとする。

11. 支払方法

受託者は 1 か月分の委託料を運行実績報告書に添えて請求する。小松市は審査の上請求を受理し、30 日以内に受託者へ支払う。

12. 事故の責任範囲

- (1) 受託者は委託業務の遂行中に事故等が発生した場合は、直ちにその内容を教育委員会に報告することとする。
- (2) 受託者が、委託業務の遂行中に発生した事故等においては、受託者が自らの責任において一切を解決をすることとする。
- (3) 受託者は前号の損害賠償を行うため、別表に定める自動車保険契約に加入すること。

13. 契約の解除

受託者の責に帰する重大な過失が発生した場合は、小松市は契約解除をすることができる。この場合、受託者は契約解除に伴う損害が発生しても、小松市に損害を求めることができない。

14. 準備行為

スクールバス運行管理を円滑かつ支障なく開始するため、旧受託者との引継ぎはすべて受託者が行い、運行経路、事務処理の確認等を事前に行うこと。また、委託期間完了前には、次の受託者との引継ぎも行うこと。

なお、業務開始までに要する経費については、受託者負担とする。

15. その他

- (1) 受託者は、職務中利用者の利便及び安全に対して誠意ある態度をもってあたるものとする。
- (2) 受託者は、運行開始までに、運転者の運転免許の写し(表裏)を教育委員会に提出すること。
- (3) 受託者は、別表に記載の任意保険に加入後、当該保険証券の写しを教育委員会に提出すること。
- (4) 受託者は、運行開始前に運転員の健康状態を確認するとともに、運転員の呼気をアルコール検知器により検査すること。
- (5) 受託者は、令和 8 年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、運転手の選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認し、前科がある場合は本業務に従事させないこと。

また、特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、直ちに本業務から除外し、代替運転手を用意すること。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文を参照。

- (6) 本仕様書に記載の他に協議すべき事項がある場合は、小松市と協議の上決定する。

別表

1 運行管理車両

No	車名	車番	定員	駆動方式	初年度登録	走行距離(R7.10末)	車両保管場所
1	日野 メルファ	石川 200は 287	44	AMT	R4.3	55,378km	小松市役所内
2	日野 メルファPHV	石川 200は 251	33	AMT	H28.2	152,733km	
3	日野 リエッセGX	石川 200さ 1325	28	AT	H30.5	116,622km	松東みどり学園内
4	三菱ローザ	未定 (R8.3 納車予定)	24	AT	R8.3 予定	-	
5	日野 リエッセⅡ	石川 200 さ 1045	25	AT	H25.3	150,613km	中海小学校内
6	日野 リエッセⅡ	石川 200 さ 802	28	AT	H19.8	315,051km	国府公民館

※車検時は小松市教育委員会で代替の車両を準備する。

2 運行時刻表

① 登校下校便

[登校]

●松東みどり学園:各1便

発着	車両1	車両2	車両3	車両4
車庫発	7:22	7:08	7:10	7:15
学校着	8:00	8:00	8:00	8:00
車庫着	8:30	8:30	8:10	8:10

●中海小学校:1便

発着	車両5
車庫発	7:10
学校着	8:05
車庫着	8:15

※令和8年度運行ルート変更により、発車時間が変更となる場合がある。

[下校]

●松東みどり学園:通常 2 便、児童・生徒が一斉に下校となる日が月に4日程度ある。

便	車両1	車両2	車両3	車両4
一斉下校便 発一着	13:15-14:30	13:15-13:50	13:15-13:40	13:15-14:00
通常下校1便 発一着	15:50-17:00	14:30-14:50	14:55-16:00	14:55-15:30
通常下校2便 発一着		15:50-16:40	15:50-16:40	15:50-16:45
夏季・冬季運行便 発一着		冬季 18:00-18:30	夏季 18:30-19:30 冬季 17:45-18:15 18:15-18:45 ※1・2月 2便あり	

※曜日や学校行事等により、発車時間が変更となる場合がある。

●中海小学校:通常2便(A日程)、週に一度発車時間が異なる。(B日程)

便(A日程)	車両5	便(B日程)	車両5
通常下校1便 発一着	15:00-15:30	通常下校1便 発一着	14:40-15:10
通常下校2便 発一着	16:00-16:30	通常下校2便 発一着	15:40-16:10

※曜日や学校行事等により、発車時間が変更となる場合がある。

②校外活動

随時 ※参考 車両1:約1,075時間/年、車両2:約1,075時間/年、車両3:約50時間/年、
車両4:約50時間/年、車両5:約45時間/年、車両6:約125時間/年

3 運行予定日数(年間)

区分	車両1	車両2	車両3	車両4	車両5	車両6
①登校下校便 予定日数	200日程度					—
②校外活動 予定(平日)	5時間／日 約200日 1,000時間	5時間／日 約200日 1,000時間	4時間／日 約10日 40時間	4時間／日 約10日 40時間	4時間／日 約10日 40時間	4時間／日 約30日 120時間
②校外活動 予定(土・日・祝日)	3時間／日 約25日 75時間	3時間／日 約25日 75時間	5時間／日 約2日 10時間	5時間／日 約2日 10時間	5時間／日 約1日 5時間	5時間／日 約1日 5時間

※予定日数は実施を確約するものではありません。

4 その他

(1)運行経費(人件費)の他、任意保険料は受託者負担となるので、見積金額の算定にあたり留意すること。

対人賠償:無制限

対物賠償:無制限

搭乗者障害:1人 1,000万円(乗車定員数)

無保険者障害:2億円

(2)校外活動の運行業務においては、運行時間(待機時間を含む)1時間あたりの単価で算定すること。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者うち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十二条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改

正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十二条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。